

北海道選挙管理委員会告示第53号

平成30年7月1日執行の芽室町長選挙における選挙の効力につき、審査申立人吉田敏郎からの審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成30年11月22日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

## 裁 決 書

河西郡芽室町上芽室南1線5番地14

審査申立人 吉田 敏郎

平成30年7月1日執行の芽室町長選挙（以下「本件選挙」という。）に関し、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に対して、同年8月22日付けで上記審査申立人（以下「申立人」という。）から提起された選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件申立てを棄却する。

### 事 案 の 概 要

本件選挙の効力に関し、申立人が芽室町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して平成30年7月13日付けで異議の申出を行ったところ、町委員会は同年8月10日付けでこれを棄却する旨の決定を行った。

申立人は、これを不服として、当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求め、本件申立てを行ったものである。

当委員会は、本件申立てについて平成30年9月6日付けで申立人に補正を命じ、申立人から同年9月18日及び10月2日付けで補正が行われた。

その結果、本件申立てを適法なもの認め、町委員会に弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書の提出を求めるとともに、職権により町委員会に対し必要な関係書類の提出を求め、これらを慎重に審理した。

### 裁 決 の 理 由

#### 1 申立人の主張の要旨

申立人から提出のあった本件申立てに係る審査申立書及び補正書並びに反論書に記載された申立人の主張の要旨は次のとおりと解する。

- (1) 本件選挙の立候補届出は、芽室町公文書管理及び事務取扱規程による適切な収受がなされていないことから、本件選挙は無効である。
- (2) 本件選挙の管理執行に関わる職員は、芽室町を相手方とする住民監査請求等において不法行為を行っていたという事実があることから、本件選挙は無効である。
- (3) 町委員会による本件選挙の効力に関する異議申出に対する決定は、違法な決定であることから、本件選挙は無効である。

## 2 町委員会の弁明の要旨

町委員会から提出のあった弁明書に記載された主張の要旨は、次のとおりと解する。

- (1) 上記1の(1)の主張について、申立人による本件選挙の候補者となる届出は、町委員会が審査した後、選挙長が適法に受理し、その旨を告示しているものであり、手続に瑕疵があるという申立人の指摘は当たらない。
- (2) 上記1の(2)の主張について、本件選挙には関係しない事項である。
- (3) 上記1の(3)の主張について、本件選挙は無効とはならないことから棄却したものである。

## 3 当委員会の判断

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の効力に関し審査の申立てがあった場合には、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならないとされている。

これを踏まえ、以下、申立人の主張する理由について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

まず、上記1の(1)により、申立人は本件選挙の立候補届出が適法に収受されていないと主張していることから、この点について検討する。

立候補の届出があったときは、選挙長は法第86条の4第11項の規定により、候補者から提出された立候補届出書を受領し、直ちにその旨を告示しなければならないとされている。この点、平成30年6月26日に告示された本件

選挙に係る申立人の芽室町長選挙候補者届出書の写しには、町委員会による受付の記載や選挙長の押印が認められ、また、同日付けで芽室町長選挙長告示第3号により、候補者として届出があった旨の告示がされていることから、上記2の(1)の主張のとおり申立人の立候補届出は適法に受理されたものと認められる。

なお、申立人に係る立候補届出の手続のうち、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項の規定に基づく通称使用の認定について、町委員会が申立人の申請と異なる内容の通称認定書を交付していた事実が判明した。しかしながら、立候補届出の告示、選挙公報における氏名の表示及び投票記載所の氏名等の掲示は、申立人が申請した通称が記載されており、申立人の選挙運動及び選挙人の投票行動に影響が生じたとはいえないことから、選挙の結果に異動を及ぼす虞があったとは認められない。

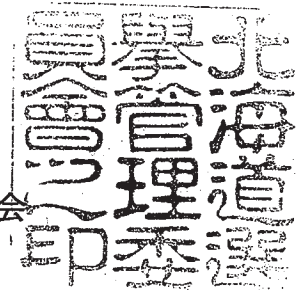
よって、申立人の主張は採用することができない。

次に、上記1の(2)及び(3)の主張については、選挙の規定に違反することとは直接関係のない主張であり、申立人のその他の主張の全てを勘案しても、本件選挙を無効としなければならない事由とは認められないことから、申立人の主張は採用することができない。

よって、当委員会は、法第216条第2項の規定において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月22日

北海道選挙管理委員会



委員長 水城 義幸

